

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

選考委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド（以下「この法人」という。）の定款第37条第2項の規定に基づき、助成事業に関わる選考委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

- 2 委員の数は、3名以上7名以内とする。
- 3 委員の委嘱期間は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は任期満了後も次期委員が就任するまでは、その職務を継続して執行する。

(選任)

第3条 委員を選任する場合には、次の各号の要件を何れも満たさなければならない。

- (1) 役職員以外の者であること。
- (2) 各委員について、次のイからロに該当する委員の合計数が3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該委員及び配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該委員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(委員長)

第4条 委員のうち1名を委員長とし、他に副委員長1名を置くことができる。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議の経過及び結果について理事長に報告する。
- 4 委員長が欠け、又は事故あるときは、副委員長（副委員長が置かれていないときはあらかじめ指定された委員）がその職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて随時、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

(議決)

第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行う。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることはできない。この場合、その委員の数は前項の委員の数に算入しない。

(書面表決)

第8条 前2条の定めにかかわらず、やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の場合において前2条の適用については、当該委員は、委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(選考基準)

第10条 助成対象団体の選考は、委員会が定める選考基準に基づいて行う。

(委員の責務等)

第11条 委員は、助成対象団体の選考を公正に行うとともに、選考過程を明確にするものとする。

- 2 特別の利害関係を有するため議決に加わるできない委員の評点は、他の委員の評点の平均点をもって当該委員の評点とする。
- 3 選考の過程で知り得た情報ならびに審議の経過及び内容について、他に漏らしてはならない。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長が署名または記名・押印するものとする。

(報酬)

第13条 委員には、委員会に出席の都度、報酬を支給することができる。

- 2 報酬の額は、1人一日につき2万円とし、旅費交通費を含むものとする。
- 3 報酬の支払いは現金又は口座振込により支払うものとする。この場合において、法令に

に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。(令和 2 年 7 月 2 9 日理事会決議)